

重要事項説明書

教育・保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第1 事業者

事業者名称	社会福祉法人オールフェアリー
主たる事務所の所在地	名古屋市守山区下志段味字吉田2235番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	熊田 光男
電話番号	052-739-0901

第2 ご利用施設

施設の種別	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 フェアリーイースト保育園
施設の所在地	名古屋市守山区下志段味字吉田2235番地
管理者氏名	林 佳美
連絡先	電話 052-739-0901 FAX 052-739-0903

第3 施設の目的・運営方針

【幼保連携型認定こども園 フェアリーイースト保育園】（以下、「当園」という。）は、《児童福祉法（昭和22年法律第164号）》、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念の通り、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

- （1）当園は、全てを愛し、創造する力を蓄え、すこやかに生き、思いやりの心をもつよう、家庭や地域の宝物である子どもを大切に、大切に保育していきます。
- （2）当園は、《Love》愛することができる人に、《Body》すこやかな体をもつ人に、《Mind》思いやりや感謝する心をもつ人に、《Create》自分で考え創造できる人に、《Eat》食を営む力の基礎が身につく人に、を大切に教育並びに保育を実施してまいります。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1084.84㎡
	園庭	559.09㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	756.35㎡

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	オレンジ組(0歳児クラス)・イエロー組(1歳児クラス) ピンク組(2歳児クラス)
保育室	3室	スマイル組(3歳児クラス)・エンジェル組(4歳児クラス) フェアリー組(5歳児クラス)
遊戯室	1室	
調理室	1室	
多目的室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員(内訳)
1号認定子ども		6人 (3歳児 2名 4歳児 2名 5歳児 2名)
2号認定子ども		76人 (3歳児 24名 4歳児 26名 5歳児 26名)
3号認定子ども	満1歳以上	28人(1歳児 12名 2歳児 16名)
	満1歳未満	6人(0歳児 6名)
合計 116人(1号認定子ども 6人 2号認定子ども 76人 3号認定子ども 34人)		

第6 職員の配置状況

当園では、「名古屋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第57号）」≪「名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年名古屋市条例第100号）」等≫の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤
園長	1	1	—
副園長	1	1	—
保育教諭または保育士	19	9	10
事務職員	3	1	2
調理員	5	4	1
その他（清掃・洗濯・無資格補助員）	9	0	9

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	
園長	8：00～17：00	
副園長	8：30～17：30	
保育教諭	早番 6：30～15：30 日勤 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00	*ローテーションにより、 各保育教諭の勤務日及び勤務 時間帯は異なります。
事務職員	9：00～15：00	
調理員	7：30～16：30 8：15～17：15 9：30～18：30	
その他（清掃・洗濯）	14：15～17：15 15：00～18：00	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 教育・保育を提供する日、時間

開 所 曜 日	1号	日・月・火・水・木・金・土	
	2・3号	日・月・火・水・木・金・土	
開 所 時 間 (延長保育)	1号	平日	10:00-15:00 ただし、春季休業(3月24日頃~4月6日頃)、 夏季休業(8月7日頃~8月18日頃)及び 冬季休業(12月21日頃~1月6日頃)を除く。
		土曜日	休園日
		日曜日・祝日	休園日
	2・3号	平日	7:00 ~ 18:00 (~19:00)
		土曜日	7:00 ~ 18:00
		日曜日・祝日	休園日
		コア時間	8:30 ~ 16:30
学 期	1号	1学期	4月7日頃 ~ 8月6日頃
		2学期	8月19日頃 ~ 12月20日頃
		3学期	1月7日頃 ~ 3月23日頃

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

※ 1号子ども延長保育料について (ご希望がある場合、最大預かり時間は、8-16になります)

(延長保育料の内訳です。 8-9の登園⇒400円 15-16の降園⇒400円)

※9-15の保育時間は延長保育料かかりません。

第9 提供する教育・保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第1号)に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育・保育の提供等を適切に行います。

(1) 当園の教育・保育理念

全てを愛し、創造する力を備え、すこやかに生き、思いやりの心をもつよう、家庭や地域の宝物である子どもを大切に、大切に教育並びに保育していきます。

1. (Love) 愛することができる人に
2. (Body) すこやかな体をもつ人に
3. (Mind) 思いやりや感謝する心をもつ人に
4. (Create) 自分で考え創造できる人に
5. (Eat) 食を営む力の基礎が身につく人に

(2) 当園の教育・保育の目標

☆オールフェアリーは、こんな子どもたちに育ててほしいと考えます☆

- 人を愛し、自然を愛し、自分を愛する人になってください。
- 思いやりを大切にし、「ありがとう」と感謝できる人になってください。
- 自分の考えや気持ちをしっかり伝えられる、のびのびとした人になってください。
- 運動が大好きで、誰にも負けないくらいの「からだ」になってください。
- たくさんの知恵を学び、知識を組み立てて知恵を生み出す人になってください。

(3) 当園の教育・保育の内容に関する全体計画

乳児は、園児一人一人の成長、発達に合わせた個別計画を作成する。

幼児は、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成し、子どもたち同士の関わりの中で、相手の気持ちを理解したり、思いを伝えることができるように配慮していく。

(4) その他

子どもたち一人一人がかげがえのない大切な命であるので、心から愛し守り保育します。

課内教室として、体操・国語・算数・剣道・リトミック・造形・英語といろいろな体験を楽しくすることで、子どもたちの中にあるたくさんの可能性を引き出します。

戸外遊びを充実させ、心身ともにたくましい子どもを育てます。

(5) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 ・こどもの日を祝う会
5月	・保育参観（幼児課内教室・乳児保育参観） ・個別懇談会（希望者のみ）
6月	・プラネタリウム見学（年長組のみ）・保育参観（幼児課内教室・乳児保育参観） ・保護者説明会 ・内科・歯科検診
7月	・七夕会 ・プール開き ・お楽しみ会（年長組）
8月	・水あそび（プール・どろんこあそび）
10月	・運動会 ・幼児剣道参観 ・ハロウィンパーティー ・いもほり（幼児クラス）
11月	・乳児保育参観 ・幼児剣道参観 ・個人懇談会（希望者のみ） ・内科検診 ・区の保育まつり（年長組のみ）
12月	・乳児保育参観 ・幼児剣道参観 ・クリスマス会 ・生活発表会（幼児クラスのみ）
1月	・おもちゃつき会 ・幼児剣道参観
2月	・節分会 ・幼児剣道参観 ・クラス写真撮影（3-5歳児）・名古屋市保育まつり（年長組のみ） ・新入園児説明会
3月	・進級を祝う会 ・おわかれ遠足（年長組のみ） ・卒園式 ・健康診断（新入園児）

※ 誕生会・食育・身体測定・避難訓練・緊急時訓練は毎月実施します

(6) その他の事業の実施状況

・障害児保育

心身に障害を有し、かつ集団保育が可能な子どもを受け入れ、健常児とともに保育することにより、障害児の成長・発達の促進を図り、障害児に対する理解を深めます。

・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

・一時預かり事業（幼稚園型）

子育て支援の充実を目的として、1号認定の在園児を対象に一時預かり保育を実施する事業です。

・地域子育て支援事業

各月に1回、地域の未就園の親子のみなさまに園に遊びに来ていただく日を設けています。

保育園はどんなところか知っていただいたり、子育ての悩み相談なども受けています。

第10 利用料金

(1) 教育・保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、名古屋市が定める上限の範囲で、運営規定で定めた利用料をお支払いいただきます。

保育料とは別に延長保育料1ヶ月4000円(上限)がかかります。※1日200×20日＝4000円計算です。

○市町村民税が非課税世帯は0円、

○市町村民税が均等割のみもしくは所得割額40800円未満の世帯は1回100円

○市町村民税が所得割額40800円以上の世帯は1回200円

※短時間保育(8:30-16:30)の方も、7-8:30、16:30-18の間、18-19の間は、同じく延長保育料がかかります。

(3) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用・・・当園では、第9に掲げる教育・保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する 費用	給食主食費（1、2号）	月額 1000円
	給食副食費（1、2号）	月額 4500円
	卒園アルバム代（年長組のみ）	年額 12000円
	絵本代（幼児クラスのみ）	月額 440円
	行事への参加費用（年長組のみ）実費徴収	年額 10000円程度
	制服代（幼児クラス）入園時	40000円程度
	制服代（乳児クラス）入園時	12000円程度
	教材費（幼児クラス）入園時	5000円程度
	教材費（乳児クラス）入園時	2000円程度
	写真代（幼児クラス）希望者のみ	年額 3500円
	写真代（乳児クラス）希望者のみ	年額 14000円

※その他、5月・12月に、箱ティッシュ、トイレトペーパー等のご協力を頂ける方にはお願いをしております。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育・保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

（保育料の滞納が3ヶ月続いた時には、園長と面談していただき、ご事情をお伺いします。）

第12 緊急時等の対応方法

(1) 学校医

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は学校医への連絡を行います。

医療機関の名称	ものえ内科
医師名	物江 孝司
所在地	名古屋市守山区向台1-303
電話番号	052-760-2324

(2) 災害共済給付制度への加入

社会福祉法人 全国社会福祉協議会の保育所の損害補償に加入しております。

第13 非常災害対策

風水害・地震(南海トラフ地震注意情報発表時等)の対策について(令和3年度改訂)

暴風警報について

**※登園後に暴風警報が発令された時は、保育を中止しますので、すみやかに
お迎えに来てください。(お知らせメールをご覧ください)**

保育時間外に発令された場合	名古屋市全域において、暴風警報が午前6時現在発令されている場合は、登園を見合わせてくださいますようお願いいたします。
保育時間中に解除された場合	登園前に名古屋市全域に暴風警報が発令されていて、通常の保育時間に解除された場合は、施設の安全確認、職員体制が整い次第、2時間後ぐらいを目安に保育を開始するようにいたします。 給食・おやつ等については、提供できる状況であれば提供いたします。 難しい場合は、ご家庭より持参していただくこともありますので、ご了承ください。

大雨・洪水警報について

保育時間中・保育時間外の発令を問わず、原則として保育します。

ただし、地域的に危険があると予測される場合は、暴風警報が発令時と同様の対応をとります。

避難情報について

警戒レベル3 (高齢者等避難開始)	<ul style="list-style-type: none"> ・適用地域内の保育園は、 解除されるまで休園となります。 ・登園後に発令された場合は、避難場所まで 避難させますので、お迎え場所を 確認し、速やかにお迎えに来てください。
警戒レベル4(避難指示) 特別警報発令時	

令和3年5月20日から、
避難指示で必ず避難！
避難勧告は廃止です。
(内閣府(防災担当)消防庁
より抜粋)

○警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。
○避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等
避難で危険な場所から避難しましょう。
○警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

緊急連絡先 園携帯 080-6965-4290(林)

園アドレス fairy-info@allfairy.com

第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、玄関の自動ドアはドアの近くに立っても開かないようになっています。園児の保護者様であることを確認し、安全確認、声出しをしてから扉を開けています。保護者の方より、送迎登録書をいただき、園児の関係者がわかるように顔写真もつけてもらっています。防犯訓練・緊急時訓練も、避難訓練同様に行っています。

第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	苦情解決責任者 園長 林 佳美 苦情受付担当者 副園長 平尾 貴美子
第三者委員	鹿倉 祐一・岡田 千絵 名古屋市中区丸の内3-14-33本町法務ビル5階 052-229-1377

第17 その他留意していただきたいこと

- (1) 決められた保育時間を守りましょう。
- (2) お子さまに規則正しい生活リズムをつけさせてあげてください。
- (3) 早寝・早起きに努め、朝食をしっかり摂ってから登園させてください。
- (4) 清潔に努めていただき、爪が伸びたままにならないように気をつけてください。
- (5) 登園する際に、迷うことがあれば遠慮なくお電話してご相談してください。

※この重要事項説明書の内容は、2021年9月現在の情報です。